

令和6年11月
警察庁
共管各省庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和6年8月23日から同年9月24日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行った結果、9,333件の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令（令和6年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第6号）

2 命令等の案を公示した日

令和6年8月23日

3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙の

とおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています(頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。)

なお、今回の命令案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 9,333件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	9,330件
電子メール	3件
郵送	0件

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」に対する御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」関係

(1) 顔写真のない個人番号カードについて

標記の件については、

- 顔写真のない個人番号カードについて、健康保険証等の廃止に際して一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設けるのと同様に、一定期間は引き続き「顔写真あり」の本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設けるなど、特定事業者に寄り添った考慮を可能な限りお願いしたい

との御意見がありました。

顔写真が表示されない個人番号カードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）の一部施行により新たに導入されるものであり、本改正の施行日前には存在しないものであるため、経過措置を設ける必要はないと考えています。

(2) 健康保険証等の廃止について

標記の件については、

- 健康保険証等を本人確認書類から削除しないでいただきたい
- 現在、運転免許証やパスポートを持っていない者にとっては、健康保険証等が唯一の本人確認書類であるため、本改正は個人番号カードの取得を事実上強制するものではないか

といった御意見がありました。

国民健康保険等の「被保険者証」等の字句の削除は、改正法の一部施行

等に伴う規定の整備として行うものです。また、後記(3)のとおり、資格確認書については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「規則」という。）第7条第1号ハに規定し、これまでの健康保険証等（国民健康保険、健康保険、船員保険及び後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証をいう。以下同じ。）と同様に本人確認書類として用いることができることとしているほか、この命令の施行の際現に交付されている健康保険証等について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設けることとしていること等から、本改正が個人番号カードの取得を強制するものである旨の御指摘は当たらないものと考えています。

一方で、この命令の施行の際現に交付されている健康保険証等を一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置については、

- 経過措置を設けるということは、脆弱性の高い本人確認方法を残すということであり、犯罪の手助けをしていることと同じであることから反対する

といった御意見がありました。

当該経過措置については、改正法の附則等により、改正法等の施行の際現に交付されている健康保険証等について、一定期間有効とみなすこととされていることを受けて、当該期間に限り、引き続き規則における本人確認書類として取り扱うこととするものです。

今後も、関係省庁と連携するとともに、新たなデジタル技術の活用も見据えつつ、真正な本人確認書類による適切な本人特定事項の確認が徹底されるよう、必要な取組を実施してまいります。

(3) 資格確認書を本人確認書類として追加することについて

標記の件については、

- 資格確認書をこれまでの保険証と同じように本人確認書類に位置付けるべきではない
- 意見募集要領において「医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面」と記載されているが、「資格確認書」等の分かりやすい名称はないのか

といった御意見がありました。

国民健康保険等の資格確認書については、健康保険証等と同様に、氏名、住居及び生年月日の記載があり、同等の偽造防止加工もなされることから、規則第7条第1号ハに国民健康保険等の「資格確認書」と規定し、これまでの健康保険証等と同様に本人確認書類として用いることができることとしています。

(4) 令和6年能登半島地震に係る本人確認方法等に関する特例の廃止について

標記の件については、

- 令和6年9月に発生した豪雨による能登半島の被害状況を踏まえ、特例を継続していただきたい

といった御意見がありました。

頂いた御意見を受けて、関係省庁を通じて再度特例の適用実績を調査したところ、令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害を経てもなお適用実績が低調であることが判明したため、原案のとおり特例を廃止することとしました。

2 その他

本改正に対する直接の御意見ではありませんが、

- 本人確認に際して、本人確認書類に内蔵されているICチップの情報を読み取ることを義務付けるべきではないか

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。